# 土木建築行政の概要

平 成 25 年 度



広島県土木局

# 表紙写真

第二音戸大橋(一般国道 487 号 警固屋音戸バイパス) (呉市)

# 数

1	土木局の話題(トピック)	
(1)	平成 24 年土木局重大ニュース ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	指標で見る土木局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	平成 25 年度土木局行政の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	土木局行政組織	
(1)	組織図	12
(2)	職員現員表	14
(3)	地方機関等の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(4)	管内要図	16
(5)	土木局組織の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4	平成 25 年度当初予算	
(1)	一般会計歳出予算総括表	23
(2)	特別会計歳出予算総括表	23
(3)	一般会計歲出予算事業別内訳表	24
(4)	平成 25 年度土木局関係当初予算(図表)	25
(5)	平成 25 年度土木局関係当初予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
(6)	土木局関係予算の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
5	社会資本整備の優先順位〔プライオリティー〕の設定について	31
6	地域整備計画実施方針の策定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
7	平成 25 年度建設事業執行方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	34

# 1 土木局の話題(トピック)

# (1)平成24年土木局重大ニュース

### 事業別整備計画の策定

1月

平成23年に策定した「社会資本未来プラン」を着実に推進するため、各事業別(河川、砂防、海岸、港湾)の整備計画を策定した。

※道路, 住宅は23年10月策定

# 県営基町住宅及び市営吉島住宅更新事業等に おける相互協力に関する覚書の締結

3月26日



県及び広島市が相互に協力し、双方の事業 実施に伴い必要となる移転先住宅を、相互 に融通しあうことで合意し、覚書を締結した。

# 東広島・呉自動車道 部分供用

4月1日



一般国道375号 東広島・呉自動車道(黒瀬I C~阿賀IC:L=12.3km 暫定2車線)が供用した。

## 仁賀ダム供用開始

4月1日



平成元年度より事業着手し、平成22年11月から試験湛水を開始した仁賀ダムの供用を開始した。

### 広島空港の航空路線の充実

- ・広島~上海線の増便
- ・広島~ソウル線の増便
- ・広島~上海線の増便
- ·ANA広島~札幌線就航

4月16日

7月6日

9月20日

12月13日



- ・広島~上海線の増便(週7便→9便)
- 広島~ソウル線の増便(週7便→9便)
- ・広島~上海線の増便(週9便→10便)
- ANA広島~札幌線を再開(JALとあわせて 日2便となる。)

# 社会資本整備の優先順位[プライオリティー]の設定

6月20日

限られた財源を最大限有効に活用し、効果的・効率的に社会資本整備を進めるため、施策 区分や事業区分を越えた優先順位付けを行った。

# 「海フェスタおのみち」開催 尾道県営2号上屋 周辺整備の実施

7月14日

~29日



「海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、 海に親しむ環境づくりを進めることを目的として、各種イベントを開催した。

このイベントに活用するため、「海の道」構想に位置づけられた、尾道市西御所地区の上屋周辺整備を実施した。

·期間:平成24年7月14日(土)~29日(日)

•開催場所:尾道市,福山市,三原市

# 広島ヘリポートの供用開始

11月15日



平成23年5月の広島県知事・広島市長会談での広島西飛行場のヘリポート化についての合意を受け、広島ヘリポートが供用開始された。

また. 同日で広島西飛行場が廃港になった。

# 都市計画道路神辺水呑線「新入江大橋」の開通

12月19日

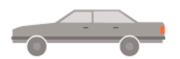


朝夕を中心に慢性化した渋滞の緩和を目指し、平成20年度に工事着手した都市計画道路 神辺水呑線「新入江大橋」が開通した。

・新規開通区間L=640m(新入江大橋358mを含む)

# (2)指標で見る土木局

## 県道実延長



3,670km 全国7位

資料出所:道路統計年報2012

## 高速自動車国道延長



322km 全国4位

資料出所:高速道路便覧2012

## 土砂災害発生件数(H10~18)



486件 全国4位

資料出所:砂防便覧(平成20年版)

### 土砂災害危険箇所数



31,987箇所 全国1位

資料出所:平成14年度国土交通省砂防部 (一部平成10年度分を含む)

# 広島空港運行便数(国際線)



36便 全国8位

資料出所:空港振興課調べ(H25.4.1現在)

# 船舶乗降人員数(厳島港)



7,325,266人 全国1位

資料出所:港湾統計年報(平成23年)

## 港湾数



44港 全国6位

資料出所:国土交通省港湾局(25.4.1)

# プレジャーボート総隻数



16,441隻 全国1位

資料出所: 平成22年度プレジャーボート全国 実態調査

## 都市公園箇所数



2,495箇所 全国10位

資料出所:国土交通省(H24.3.31)

## 公共下水道普及率



69.9% 全国20位

資料出所:国土交通省(24.3.31)

# 総住宅数



1,356千戸 全国11位

資料出所:総務省統計局(20.10.1)

# 着工新設住宅戸数



17,304戸 全国13位

資料出所:平成24年度国土交通省

# 2 平成25年度土木局行政の基本方針

### ポイント1 国の緊急経済対策を活用した公共事業費の確保

- 国の緊急経済対策を活用し、H24年度2月補正予算とH25年度当初予算が 一体的 で切れ目なくかつ H24年度当初予算を上回る規模の公共事業予算を編成
  - ▶ 公共事業費予算規模 870億円※(H24当初比 119.8%)
    - ※1 H24年度2月補正予算(経済対策分)+H25年度当初予算(災害復旧事業費を除く)
    - ※2 農林水産局からの移管分を含む

### 公共事業予算規模(特別会計含む)

	H24当初	H24.2補正	H25当初		合計(補正+当初)	
区 分		(経済対策分)		H24当初比		H24当初比
	А	В	С	C/A	D(B+C)	D/A
補助公共事業費等	53,759	17,338	51,035	94.9	68,373	127.2
補助公共事業費	39,978	13,789	39,852	99.7	53,641	134.2
国直轄事業負担金	13,780	3,549	11,183	81.1	14,732	106.9
単独公共事業費	18,875	0	18,633	98.7	18,633	98.7
建設事業費	8,730	0	8,108	92.9	8,108	92.9
維持修繕費	10,145	0	10,525	103.7	10,525	103.7
小 計	72,633	17,338	69,668	95.9	87,006	119.8
うち一般会計	68,156	17,338	65,778	96.5	83,117	122.0
災害復旧事業費	2,847	0	2,991	105.1	2,991	105.1
合 計	75,480	17,338	72,658	96.3	89,997	119.2
うち一般会計	71,002	17,338	68,769	96.9	86,107	121.3

### 〔農林水産局からの移管分を除いた場合〕

合 計	75,480	16,360	71,410	94.6	87,770	116.3
うち一般会計	71,002	16,360	67,520	95.1	83,881	118.1

- 注1)特別会計計上分を含む 注2)端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある
- 注3)農林水産局からの移管分を含む

### ポイント2 『社会資本未来プラン』の短期集中戦略などへの重点化

### [短期集中戦略に係る取組への重点化]

■ 効果的·効率的に社会資本整備を進めるため、『社会資本整備の優先順位〔プライオリティー〕』などを踏まえ、『社会資本未来プラン』の短期集中戦略に係る取組を重点化

### 補助公共事業費等のH24当初比(経済対策分含む)

<ul><li>広域的な交流・連携基盤の強化</li><li>(尾道松江線を除いた場合</li></ul>	119.1% 149.8%)
集客・交流機能の強化とブランド力向上	115.9%
(警固屋音戸バイパスを除いた場合)	176.2%)

### [県民の安全・安心確保対策への重点化]

■ 災害に強い県土づくりを進めることなどが求められていることから, 県民の安全・安 心の確保対策を重点化

### 補助公共事業費等のH24当初比(経済対策分含む)

> 防災・減災対策の充実・強化	129.1%
> 総合的な交通安全対策の推進	132.3%
> インフラ老朽化対策の推進	224.2%

(単位:百万円,%) H25予算<sup>注1</sup> H24 『社会資本未来プラン』重点化方針 構成比 当初比 35.2 119.1 ① 広域的な交流・連携基盤の強化 24.038 重点化 尾道松江線(H24:69億円⇒H24.2+H25:41)を除いた場合 → (149.8) 短期 ② 集客・交流機能の強化とブランドカ向上 4.663 6.8 115.9 集中 H24完了の警固屋音戸BP(H24:14億円⇒H24.2+H25: 0)を除いた場合 → (176.2) 戦略 42.0 28,701 118.6 ③ 環境保全と循環型社会の構築 2,441 3.6 108.1 中期 戦略 2,441 108.1 3.6 ④ 防災・減災対策の充実・強化 22,757 33.3 129.1 重点化 ⑤ 自立した生活ができる環境の整備 512 0.7 56.4 長期 ⑥ 総合的な交通安全対策の推進 3.431 5.0 132.3 重点化 戦略 ⑦ 持続可能なまちづくり 2,329 3.4 87.1 29,029 42.5 121.9 計 インフラ老朽化対策の推進 4.880 7.1 224.2 重点化 その他 65,051 95.1 124.0 重点事業 計 3,323 254.2 その他事業(農林水産局からの移管分を含む) 合 計 68.373 100.0 127.2 【参考】インフラ老朽化対策の推進(補助[再掲]+単独) 5,160

- 注1) H24年度2月補正予算(経済対策分)+H25年度当初予算(災害復旧事業費を除く)
- 注2) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある
- 注3) 重点事業の各重点化方針への分類に当たっては主として寄与する区分に計上している(再掲なし)
- 注4) 農林水産局からの移管分を含む

### ポイント3 ハードとソフト対策との一体的取組の推進

- 着実に整備を進めている社会インフラを最大限活用するため、あるいは、ハード整備の みでは十分な対応が困難なものについて、
  - ▶ 社会インフラの潜在能力を最大限引き出すための対策
    - 例)「広島空港におけるグローバルゲートウェイ機能の強化」を図るため、尾道松江線の整備などハード対策と、広島空港ネットワーク充実事業などソフト対策を一体的に推進
  - ▶ 社会インフラの整備を補完するための対策
    - 例)「防災・減災対策の充実・強化」を図るため、公共土木施設の整備などハード対策と、海抜表示シートの設置などソフト対策を一体的に推進

など、ハードとソフト対策との一体的取組を推進

# 社会インフラの潜在能力を最大限引き出すための対策(代表的な事例)

- ◎「広島空港におけるグローバルゲートウェイ機能の強化」
- 広島空港の中四国地方の拠点空港としての競争力強化を図るため、
- 尾道松江線の整備, JR白市駅のバリアフリー化など, ハード対策
- 東京線利便性向上策の実施,国際定期路線の増便支援など,ソフト対策を一体的に進めることにより,機能強化を図る

区分	広島空港へのアクセス強化	広島空港の利便性向上
ハード	<ul> <li>▼クセスに資する道路整備</li> <li>広島高速道路</li> <li>尾道松江線[国直轄]</li> <li>(国)375号東広島呉道路[国直轄]</li> <li>広島空港アクセス性向上対策事業</li> <li>JR白市駅バリアフリー化 など</li> </ul>	■ 広島空港の整備[国直轄] • 滑走路改良 など
ソフト	<ul><li>■ 広島空港ネットワーク充実事業</li><li>・リムジンバス社会実験の運行助成</li></ul>	<ul><li>■ 広島空港ネットワーク充実事業</li><li>・海外旅行商品の造成支援</li><li>・東京線利便性向上策の実施など</li><li>■ インバウンド強化事業</li><li>・チャーター便の運航支援</li><li>・国際定期路線の増便支援など</li></ul>

### 社会インフラの整備を補完するための対策(代表的な事例) ◎「防災・減災対策の充実・強化」

- 災害等による被害の発生を防止・軽減するため、
- 防災上重要な公共土木施設の整備、緊急輸送道路の整備など、ハード対策
- 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化など、ソフト対策
- を一体的に進めることにより、県民の安全・安心を確保する

区分	防災対策	減災対策
ハード	■ 公共土木施設の整備 ・ 道路改修費(道路災害防除) ・ 河川改良費 ・ 港湾海岸保全施設費 ・ 急傾斜地崩壊対策事業費 ・ 通常砂防費 など	■ 緊急輸送道路の整備 ・緊急車両の円滑な通行に資する緊急輸送道路 の改良等 など
ソフト	<ul> <li>■ 土砂災害防止対策</li> <li>・土砂災害警戒区域の指定</li> <li>・土砂災害警戒情報の提供</li> <li>■ 建設業新分野進出支援事業</li> <li>・地域の安全・安心を担う建設業者の新分野進出に係る経費の助成など</li> </ul>	<ul> <li>災害危険情報の的確な発信</li> <li>津波被害想定地域における標識などの道路施設への海抜表示シートの設置</li> <li>水位観測所付近への大型の水位表示板の設置</li> <li>緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化</li> <li>耐震診断の補助制度を創設する市町に対する支援</li> <li>建築物の耐震化及び緊急輸送道路に係る普及啓発など</li> </ul>

# ■ 土木局における施策体系と主な施策 (予算額は平成24年度2月補正(経済対策分)を含む)

(単位:千円)

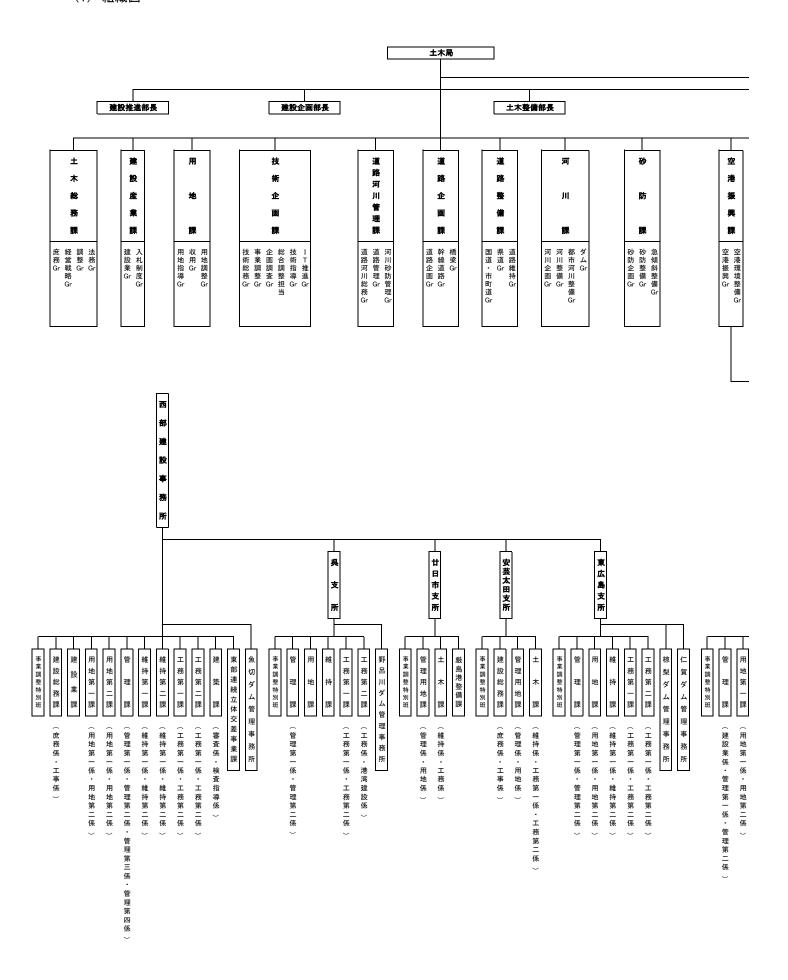
施策 体系	主な施策	事業概要	主な事業箇所等	予算額	担当課	
重	点化方針① ~	・広域的な交流・連携基盤の強化				
	新たな経済成長	<ul><li>○本県の新たな経済成長への挑戦を支えるため、アジアの経済成長や国際化の進展に合わせたグローバルゲートウェイ機能の強化を図る。</li></ul>	井桁状の高速道路 ネットワークの早期構 築	尾道松江線 (県負担額) 4,100,000 東広島・呉自動車道 (県負担額) 2,701,000		
	を支える物流基盤の充実等	○また、広域的な行政需要への対応も視野に入れながら、井桁状 の高速道路ネットワークとグローバルゲートウェイや産業集積地 をつなぐ広域交通ネットワークを強化するなど、企業活動を支え る物流機能の充実を図る。	企業活動を支える物流 機能の充実	福山港・尾道糸崎港 (県事業) 1,780,940 (都)神辺水呑線(I期) (県事業) 446,000 など	港湾漁港整備課 都市計画課	
	広島高速道路及 び関連道路の整	○広島都市圏が、中国・四国地方の中枢都市として、更に拠点性 を高めていくためには、定時性・高速性に優れた道路網の整備 が緊急の課題となっているため、広島都市圏の自動車専用道路	広島高速道路 (3号線·5号線)	(出資金·貸付金) 1,516,000	道路企画課	
	備促進	網を構成する路線について「指定都市高速道路」として, 段階的 に整備を進めることとしている。	関連道路 ((都)大洲橋青崎線)	295,000	都市計画課	
	本州四国連絡橋 建設関連事業	○本州四国連絡道路の通行料金の安定等のため、独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構に対し、関係9府県市(大阪 府,兵庫県、岡山県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、大阪 市、神戸市)とともに出資する。	出資金	(出資金) 3 <b>,</b> 017,000	土木総務課	
	ポートセールス強 化事業 【一部新規】	○県内港の貨物取扱量を増加させるとともに、国際コンテナ定期 航路ネットワークの拡充を図ることにより、中国をはじめとするアジ ア地域との物流の活性化を図る。	助成制度の創設【新規】	17,000	港湾振興課	
	【一部新規】		ポートセールスの展開	3,274		
重	<mark>点化方針② ~</mark>	・集客・交流機能の強化とブランドカ向上				
		<ul><li>○本県には、豊かな自然や歴史的な町並みなど、国内外からの 観光客を呼び込むための多彩で魅力ある観光資源が多数存在</li></ul>	高速道路と観光資源を つなぐネットワーク化の 促進	(国)432号大仙バイパス 208,000 など		
	観光施設へのア クセス改善強化	することから、これらの観光資源を一層活かすため、県内の観光 資源をつなぐネットワークの形成に取り組み、地域産業の活性化 や観光インフラの充実による本県のブランド力の更なる向上を図	観光地周辺の道路 整備	(一)比婆山公園線 146,000 など	道路企画課 道路整備課 都市計画課	
	【一部新規】	る。 ○また、観光地周辺道路の渋滞対策を図るとともに、既存道路の 観光資源化を図り、地域におけるおもてなしの機運を高めてい	観光地の渋滞対策 【一部新規】	6,800		
		ζ,	既存道路の観光資源 化【新規】	6,790		
	広島空港機能強 化の推進 【一部新規】	<ul> <li>○本県の空の玄関であり、重要な交通インフラである広島空港について、航空ネットワークの維持拡充やアクセス改善等の機能強化を推進することにより利用者の利便性向上を図り、中四国地方の拠点空港としての競争力向上と広島空港利用者数の増加を図る。</li> <li>○また、インバウンド需要の喚起を図るため、チャーター便の運航や国際定期路線の拡充(増便時の立ち上がり)への支援により、インバウンド便を増加・定着させる。</li> </ul>	広島空港ネットワーク充実【一部新規】	36,570	空港振興課	
			広島空港アクセス性向 上対策【新規】	37,081		
			広島空港施設整備	(県負担額)98,000 (土木局分のみ)		
		/.   W.C. H.W. /C-12 C C C	インバウンド強化	49,398		
			クルージング需要の掘り起こし(瀬戸内クルージングポータルサイト (仮称)の運営など)	4,500	)	
	瀬戸内海クルー ジング促進事業	○「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内 海の道構想」の一環として、海からの観光地訪問や瀬戸内海クルージングを促進	クルージング環境の創出(船上ガイドの育成 支援など)【新規】	3,350	港湾振興課	
	【一部新規】		大型艇保管係留施設 の改良(観音マリーナ) 【新規】	10,000	港湾漁港整備課	
			大型客船の誘致(ク ルーズ船社等の訪問, 広島港五日市岸壁の 改良など)【新規】	261,775		
	みなとの賑わいづ	○「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内 海の道構想」の一環として、多くの人々が訪れ、憩い、楽しめる、活気と賑わいのあ	広島港(宇品·出島地区)	48,660	港湾漁港整備課	
	くり事業	る魅力的な空間を創出するため、みなとを臨海部の賑わい拠点 として整備し,観光・交流機能の強化を図る。	厳島港(宮島口地区, 胡町地区)	459,800		
			しまなみ海道	16,000		
	ナショナルサイクリングロード(仮称)	○「瀬戸内 海の道構想」を推進するため、「瀬戸内サイクリング ロード」について、魅力アップに向けた環境整備を行うとともに、 しまなみ海道サイクリングロードの更なるブランド化を目指し、世	とびしま海道	3,000	道路企画課 道路整備課	
	推進事業	界水準のサイクリングロード(「ナショナルサイクリングロード(仮称)」)の推進に向けた取組を行う。	さざなみ海道	130,000		
			江能•音倉地区	115,000		

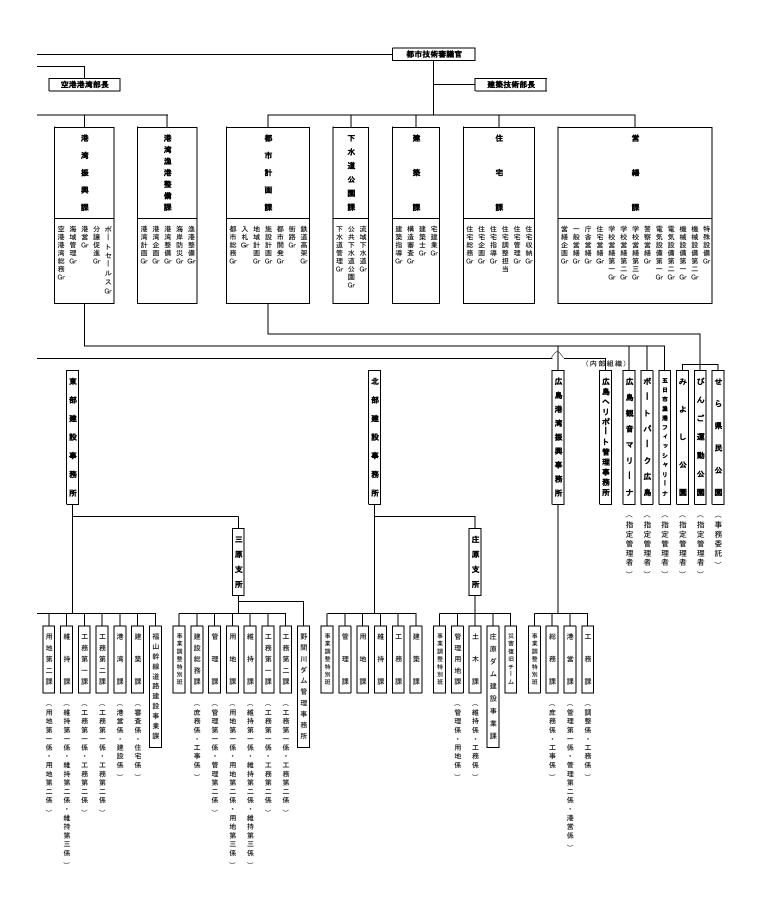
施策 体系	主な施策	事 業 概 要	主な事業箇所等	予算額	担当課	
重	点化方針② ~	集客・交流機能の強化とブランドカ向上				
	尾道松江線周辺	公江線周辺 ○平成26年度の中国横断自動車道尾道松江線の全線開通を見	尾道松江線沿線施設への体系的な誘導対策〔土木〕 やまなみサイクリング	5,000	道路企画課	
	地域活性化促進事業【一部新規】	据え, 沿線市町及び島根県と連携して, 尾道松江線の利用を促進するとともに, 同線利活用による沿線市町の活性化を図る。	ロード(仮称)の推進 〔土木〕【新規】	1,000	道路整備課 過疎地域振興課 (地域政策局)	
			地域活性化策のため の取組支援[地域]	2,000		
重	点化方針③ ~	環境保全と循環型社会の構築				
	ダム小水力発電 推進事業(河川管 理施設)【新規】	○再生可能エネルギーの早期かつ有効な活用が社会的要請である中、ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、平成26年度末の導入を目指して、福富ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進する。	ダム管理用水力発電 施設に係る調査・設計 (福富ダム)	21,000	河川課	
			太田川流域下水道事業 (終末処理場の施設整備)	397,200		
	汚水処理対策の 推進	○流域下水道事業は、広域的なスケールメリットを働かせて、快適な生活環境を創造するとともに、水質改善と健全な水環境の回復を図るものであり、関連する市町の公共下水道事業と一体となって、効率的な整備を実施する。	芦田川流域下水道事業 (終末処理場の施設整備 ,下水汚泥固形燃料化 の実施設計)	1,784,670	下水道公園課	
			沼田川流域下水道事業 (幹線管渠の整備)	248,700		
重点	点化方針④ ~	防災・減災対策の充実・強化				
			国直轄事業(負担金) (太田川, 芦田川など)	(県負担額) 2,304,000		
	総合的な河川防 災対策の推進		補助公共事業 (手城川, 猿猴川など)	4,415,020	河川課	
			単独建設事業	907,880		
			単独維持修繕事業	1,791,226	ı	
	ダム建設事業	○集中豪雨などの洪水による災害から県民の生命と財産を守り、 県土の保全を図るとともに、既得取水の安定化や河川環境の保 全、水道用水を確保するため、現在建設中の多目的ダム(生活 貯水池)である庄原ダムの早期完成を図る。	多目的ダム (生活貯水池) (庄原ダム)	1,000,000	河川課	
				7,482,725		
	土砂災害防止対	○土砂災害に対して安全で安心できる県土をつくることは、県民 生活の維持向上を図る上での基本であり、ハード対策としての砂 防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進する。	「土砂災害防止法」に 基づく土砂災害警戒 区域等の指定等	399,000		
	策の推進		土砂災害警戒情報の 提供等	273,000	砂防課	
		策を推進する。	単独維持修繕事業	640,609		
			市町工事受託	11,685		
		○人口・資産が集中する本県の沿岸域は, 高潮や波浪等によって 度重なる被害を受けてきた。	河川高潮対策 (国直轄,補助公共)	補助公共(猿猴川等) 1,073,400 など		
	津波·高潮対策事 業	○また,現在,東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しが国を中心に進められており,本県においても適切な対応を図っていくとともに,効率的かつ計画的に津波・高潮対策を進め,「安全・	海岸高潮対策 (国直轄,補助公共)	補助公共(広島港海岸等) 2,495,000 など	河川課 港湾漁港整備課	
		安心」を実感できる地域づくりを推進する。	海岸施設設計要領等 改訂	10,000		
		<ul><li>○東日本大震災の発生等を踏まえ、大規模災害発生時の迅速か</li></ul>	緊急輸送道路のハード対策(道路改良,橋梁 耐震補強,法面対策)	(国)186号御園バイパス (道路改良)655,000 など		
	緊急輸送ネット ワーク及び災害情 報発信の充実・強 化 【一部新規】	が送ネット 及び災害情 建築物の耐震化を促進するとともに、災害危険情報の的確な情報発信により、大規模災害による被害の発生を防止又は軽減するため、海抜表示シート及び大型水位表示板を設置する。		9,732	道路整備課 河川課 建築課	
		画的に推進する。	災害危険情報の的確 な情報発信(海抜表示 シート及び大型水位表示 板の設置)【新規】	17,000		

施策 体系	主な施策	事 業 概 要	主な事業箇所等	予算額	担当課	
重	点化方針⑤ ~	自立した生活ができる環境の整備				
	県営住宅整備事 業	○「県営住宅再編5箇年計画」に基づき,老朽化が著しい舟入住 宅2号館と吉島住宅を建て替える。 ○また,舟入住宅2号館については,太陽光発電設備の設置を行	県営舟入住宅整備 (2号館)	451,907	住宅課	
	禾	うなど,県有施設での環境・景観への配慮を先導的に推進する。	県営吉島住宅整備 (第3, 4期)	31,334		
	子育て住環境整備 事業【新規】	○多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け、「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を新たに創設し、子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに、認定事例の情報発信により、子育て世帯の意識醸成を図ることで、「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。	「広島県子育てスマイ ルマンション認定制 度」創設など	971	住宅課	
	子育て・高齢者等あ んしん住宅リフォー ム普及支援事業	○県内市町における住宅リフォーム助成制度(子育て、高齢者、 障害者に資するもの)の創設を支援することにより、県民が安全・ 安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を図る。	住宅リフォーム工事を 助成する市町に対する 補助	10,000	住宅課	
重	点化方針⑥ ~	総合的な交通安全対策の推進				
	交通安全施設等 の整備	○急速な少子・高齢化社会へ進展していく中で、高齢者、障害者 をはじめとする誰もが安全で安心して活動できる生活空間を形成 するため、歩行空間のバリアフリー化、通学路の安全確保、交通 事故の削減など、安全かつ円滑な交通環境の整備を推進する。	補助公共事業	2,376,000	道路整備課	
	V 分至 / 加	○特に,通学路については,平成24年度に学校,教育委員会, 道路管理者,警察等が連携して実施した,緊急合同点検結果等 を踏まえた交通安全対策を行う。	単独建設事業	452,460		
		○広島湾地域及び福山港地域の公有水面におけるプレジャー	広島湾地域 (放置艇対策)	9,908		
	放置艇対策の推 進	ボートの放置等を規制することにより、災害時のプレジャーボート流出による被害拡大を防止するとともに、プレジャーボート係留 保管の秩序確立による公有水面利用の適正化を図る。	福山港地域 (放置艇対策) 福山港地域	5,026	道路河川管理課 港湾振興課 港湾漁港整備課	
				266,000		
重	<mark>点化方針⑦ ~</mark>	持続可能なまちづくり				
	持続可能なまち づくりを支える道	○持続可能なまちづくりを支えるインフラ整備の一環として,必要な道路整備を行うことにより,都市地域において,円滑な都市活動を支え,都市活動の活性化を図るとともに,中山間地域にお	都市地域	(都)廿日市駅通線 133,000 など	道路整備課	
	路の整備		中山間地域	(国)433号加計豊平バイ パス 260,000 など	都市計画課	
	市街地再開発事業	○本県の中枢拠点性の向上等に資する広島駅周辺地域の市街 地再開発事業を支援し、広島県の玄関口としてふさわしい都市 空間の整備を図る。	市街地再開発事業補助金(広島駅南口Bブロック, Cブロック)	597,577	都市計画課	
	魅力ある建築物 創造事業【新規】			1,568	営繕課	
		る。 	民間建築物への波及 (クリエイティブな人材の 育成など)	1,301		
重	点化方針他 ~	インフラ老朽化対策の推進				
		○社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、	道路ストック総点検(トンネル, 法面等緊急点 検)	315,000 (うち単独180,000)		
	インフラ老朽化対	広島県では建設後50年以上経過した橋梁は、平成24年度の約37%から20年後には約70%に増大するなど、老朽化対策への取組の強化が必要となっている。	道路施設補修(橋梁補 修,トンネル補修など)	(主)広島三次線外 2,462,000 など	技術企画課道路整備課	
	策の推進	○重大な事故や致命的な損傷等を防ぎ、県民の安全で快適な生活を維持するために、社会資本の点検を実施するとともに、最適な老朽化・長寿命化対策を実施する。	河川管理施設緊急点 検·補修	(一)高屋川下御領 排水桶門外 単独100,000		
			県営住宅補修(外壁改 修など)	県営安佐住宅外 857,997		
そ(	の他 ~多様な	主体との連携				
	建設業新分野進出支援事業	○長引く不況の影響などにより建設業が深刻な打撃を受けており、 今後、道路・河川等の災害対応を始めとした地域の安全・安心 の担い手が不足する懸念がある。 ○このため、県が管理する道路・河川等の災害対応や維持管理等 を担い、地域の安全・安心を担うと認められる建設業者の自発的 な新分野進出の取組を支援する。 ○特に安全・安心の担い手の不足が懸念される過疎地域におい て、より厚い支援を行う。	建設業新分野進出 支援(建設業新分野進 出支援補助金)	66,054	建設産業課	
	ひろしまアダプト 活動支援事業	○官民協働で、道路や河川等公共土木施設の環境を向上させるため、活動認定団体に対し、活動経費の一部支援として奨励金を交付する。 ○このことにより、新たな公共サービスの担い手として地域住民等が自発的に参加するアダプト活動を積極的に促進し、県民の公共施設への愛着心の醸成、地域づくりや青少年の活動体験にも繋げていく。	ひろしまアダプト活動 支援(活動認定団体へ の奨励金交付)	19,618	道路河川管理課	

#### 3 土木局行政組織

#### (1) 組織図





### (2) 職員現員表

	所 属 名 土木総務課		事務		技	術		再任用	合計 派遣	派遣	職員
<u> </u>				土木	建築	その他	小計	職員			総数
		·	32	4			4	1	37	75	112
	建設産業調	果 ————————————————————————————————————	11				0	1	12		12
	用地課		11		1	1	2		13		13
	技術企画記		8	18			18		26		26
	道路河川智		20				0		20		20
	道路企画記	果		11			11		11		11
	道路整備記	果		15			15		15		15
本	河川課		2	19			19		21		21
	砂防課		1	12			12		13		13
	空港振興詞	果	11	1			1		12		12
庁	港湾振興調	果	23	1			1	1	25		25
	港湾漁港	整備課	1	18			18		19		19
	都市計画語	果	12	15	8		23	1	36		36
	下水道公園課		2	10		2	12		14		14
	建築課		7		10	2	12	2	21		21
	住宅課		16		14		14	3	33		33
	営繕課				34	23	57		57		57
		計		124	67	28	219	9	385	75	460
	西部建設事	事務所	68	49	10		59	13	140		140
		呉支所	21	31			31	4	56		56
		廿日市支所	16	24			24	2	42		42
地		安芸太田支所	19	24			24	4	47		47
		東広島支所	28	42			42	11	81		81
方	東部建設事	事務所	43	58	7		65	6	114		114
機		三原支所	39	49			49	4	92		92
小叉	北部建設事	事務所	15	23	5		28	3	46		46
関		庄原支所	13	28			28	4	45		45
	広島港湾振興事務所		25	17			17	4	46		46
	広島ヘリス	ポート管理事務所	2				0		2		2
. '			<b>-</b>								
		計	289	345	22	0	367	55	711	0	711

(平成25年4月1日現在)

	派遣の内訳	
	島根県	1
	福島県	3
	広島市	1
	呉市	1
	竹原市	1
	三原市	3
	尾道市	1
市町	三次市	2
等	大竹市	2
派遣	廿日市市	1
	安芸高田市	1
	江田島市	2
	海田町	1
	熊野町	1
	坂町	1
	北広島町	1
	計	23
	土地開発公社	4
	道路公社	6
	広島高速道路公社	23
公	住宅供給公社	1
社等	下水道公社	10
派	日本下水道事業団	1
遣	㈱港湾管理センター	3
	広島県土木協会	3
	空港ビルディング㈱	1
	計	52
	合 計	75

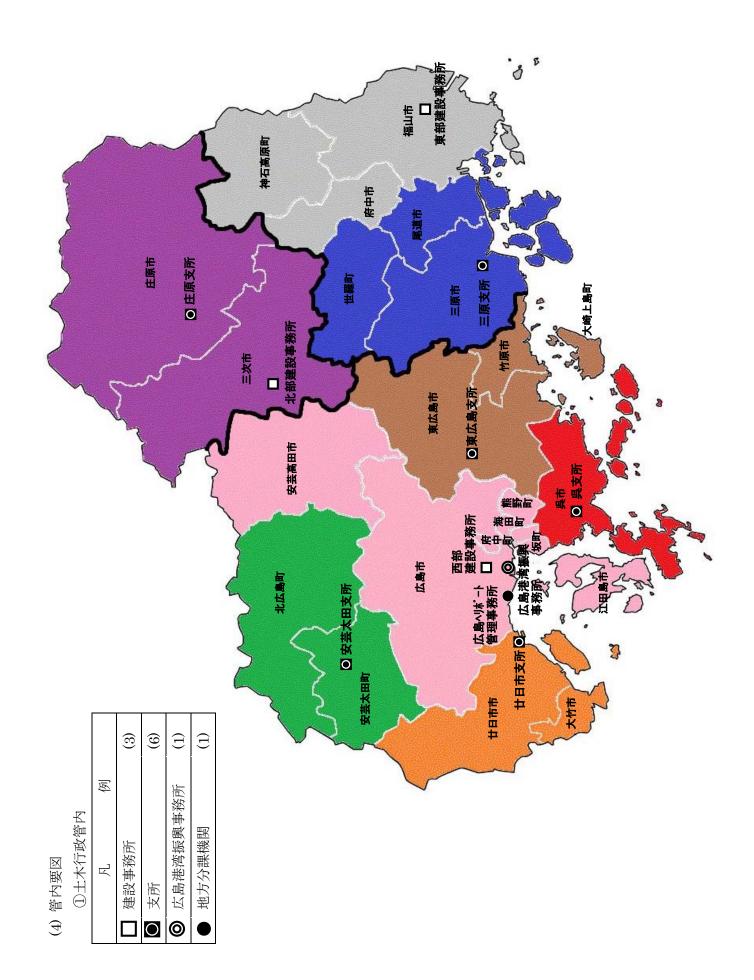
### (3) 地方機関等の位置等

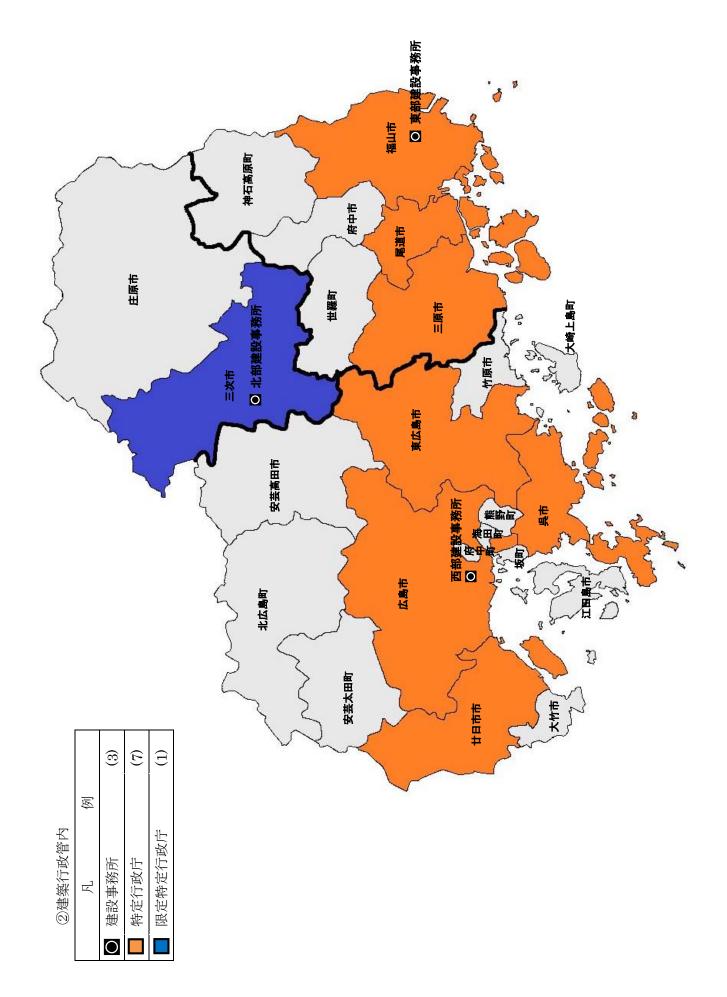
(行政機関)

	<i>片</i>	所 管	区域
名称	位 置 電話番号	土木 に関する事務	建築 に関する事務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市,安芸高田市,江田 島市,安芸郡 建設業・宅建業に関する 事務については,大竹市, 廿日市市及び山県郡を含 む	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823)22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829)32-1141	大竹市, 廿日市市 (建設業・宅建業に関する事 務を除く	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 (0826) 22-0541	山県郡 (建設業・宅建業に関する事 務を除く	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市,竹原市,豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市, 府中市, 神石郡 建設業・宅建業に関する 事務については, 三原市, 尾道市及び世羅郡を含む	三原市,尾道市,福山市, 府中市,世羅郡,神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848)64-2322	三原市,尾道市,世羅郡 (建設業・宅建業に関する事 務を除く	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 (建設業・宅建業に関する 事務については、庄原市 を含む	三次市, 庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824)72-2015	庄原市 健設業・宅建業に関する事 務を除く	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸 二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港,小用港鹿川港,中田 市漁港及び広島市似島海岸(	

### (分課機関)

名 称	位   置     電話番号   分 掌 事 務
広島県広島ヘリポート管理事務所	広島市西区観音新町四丁目10-2 (082) 295-2650 広島ヘリポートの管理・運営及び整備に関すること。





### (5) 土木局組織の沿革

年月日	事	項
T /1 H	本 庁	地方機関
昭和25. 1. 1 現在	【土木部(6課) 管理課,道路課,河川課,港湾課,砂防課,計画課 建築部(3課) 建築課,住宅課,営繕課	太島, 呉, 廿日市, 福山, 三原, 加計, 吉田, 三次, 庄原, 西条, 上下, 竹原 の各土木出張所 広島港事務所, 福山港修築事務所, 広島復興事務所, 能美江田島土木工事事務所, 黒瀬川改修事務所, 沼田川改修事務所, 呉砂防工事事務所, 厳島公園事務所, 史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8.11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1.16		幕之内隧道事務所を設置(31.4.24廃止)
28. 8.14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36.10.7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 (8課 管理課,道路課,河川課,港湾課, 砂防課,計画課,建築課,営繕課)	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3.31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置(43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置(44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置(40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所(広島, 呉, 三原, 福山, 三次), 土木事務所(廿日市, 大柿, 加計, 吉田, 西条, 竹原, 上下, 庄原) に改称

年月日	事	項
十 万 口	本 庁	地方機関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	世日市土木事務所を 世日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置(44.4.1廃止) 広域利水調査室を設置(44.4.1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置(47.4.1廃止) 用地課を設置 (開発局設置 → 49.6.5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し, 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47.4.1廃止,広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 (4課 都市計画課,都市整備課, 建築課,住宅課	中国縦貫道用地事務所を設置 (48.3.31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4.20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し, 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し, 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 6課 都市計画課,都市整備課,下水道課, 建築課,住宅課,営繕課 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 [1課1室 新空港地域整備室,港湾課] 都市局のうち,都市計画課,都市整備課及 び下水道課を再編整備し,都市政策課,都 市計画課及び公園下水道課に改組	

年 日 日	事	項
年 月 日	本 庁	地方機関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課(企画振興部)を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室 及びコミューター飛行場整備室を設置	
5. 10. 29	コミューター飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課室内として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3.31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3.31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち,都市政策課及び都市計画 課を再編整備し,都市政策課及び都市整備 課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及び室を設置 7総室 管理総室,技術管理総室,道路総室, 河川砂防総室,空港港湾総室, 都市総室,建築総室 31室 総務室,建設産業室,用地指導室, 用地管理室,技術総務室,道路企画室, 技術指導室,道路保全室,河川企画整備室,道路保全室,河川企画整備室,道路保全室,砂防室,空港振興室,港湾企画整備室,港湾上重室,港湾企画整備室,港湾上重室,港湾企画整備室,港湾上重室,都市整備室,群湾企直室,建築総整備室,在空里室,在它至里室,位它等。	組織再編により, 土木(建築)事務所を廃止し, 地域事務所建設局(支局)を設置広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局 世日市支局 呉地域事務所建設局 大柿支局 芸北地域事務所建設局 吉田支局 東広島地域事務所建設局 南北地域事務所建設局 雇三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 原支局
14. 3.31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3.31		呉地域事務所建設局大柿支局,芸北地域 事務所建設局吉田支局,備北地域事務所建 設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理 分室及び吉田維持管理分室を設置

年月日	事	項
年 月 日	本 庁	地方機関
平成18. 3.31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分 室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	組織再編により、都市局、空港港湾局を 都市部、空港港湾部に改組、総室・室の統 合とともに、「総室」を「局」に名称変更	
	3 部 土木部,都市部,空港港湾部 4 局	
	総務管理局,土木整備局,都市事業局, 空港港湾事業局 22室 土木総務室,建設産業室,用地室,	
	工不総務室, 建設産業室, 吊地室, 技術企画室, 技術指導室, 道路河川総務室, 道路企画室, 道路整備室, 道路保全室, 道路河川管理室, 河川企画整備室, ダム室, 砂防室, 都市総務室, 都市企画室, 都市整備室, 下水道室, 建築指導室, 住宅室, 空港振興室, 港湾管理室, 港湾企画整備室	
20. 4. 1	組織再編により、「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行、3部4局 22室を2局3部17課に改組し、6つの課 内室を設置	
	2 局 土木局,都市局 3 部	
	総務管理部,土木整備部,空港港湾部 17課 土木総務課,建設産業課,用地課,技術 企画課,土木整備管理課,道路企画課, 道路整備課,河川課,砂防課,空港振興 課,港湾管理課,港湾企画整備課,都市 事業管理課,都市企画課,都市整備課, 建築課,住宅課 6 室	
	の至 技術指導室,道路河川管理室,ダム室, 港湾振興室,下水道室,住宅管理室	
21. 4. 1		組織再編により,地域事務所建設局(支局)を廃止し,建設事務所(支所)を設置 西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所出日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所 東部建設事務所 東部建設事務所 東部建設事務所 北部建設事務所 北部建設事務所
		広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称

<i>-</i>	事	
年 月 日	本 庁	地方機関
平成22. 4. 1	組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河 川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改 称	
	都市局のうち,都市事業管理課,都市企 画課及び都市整備課を再編整備し,都市政 策課,都市整備課及び都市環境課に改組	
	2 局 土木局,都市局 3 部	
	総務管理部,土木整備部,空港港湾部 17課	
	土木総務課,建設産業課,用地課,技術企画課,道路河川管理課,道路企画課,道路整備課,河川課,砂防課,空港振興課,港湾振興課,港湾振興課,港湾企画整備課,都市政策課,都市整備課,都市環境課,建築課,住宅課	
23. 4. 1	組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行	
	2 局 土木局,都市局 17課	
	土木総務課,建設産業課,用地課,技術企画課,道路河川管理課,道路企画課,道路極備課,河川課,砂防課,空港振興課,港湾振興課,港湾振興課,港湾企画整備課,都市政策課,都市整備課,都市環境課,建築課,住宅課	
24. 4. 1	組織再編により、都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備 し、都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管	
	1局 土木局 17課 土木総務課,建設産業課,用地課,技術 企画課,道路河川管理課,道路企画課, 道路整備課,河川課,砂防課,空港振興 課,港湾振興課,港湾企画整備課,都市 計画課,下水道公園課,建築課,住宅課, 営繕課	
24. 11. 15		広島西飛行場事務所を廃止し, 広島ヘリポート管理事務所を設置
25. 4. 1	漁港に関する事務を農林水産局から移 管し,港湾企画整備課を港湾漁港整備課に 改称	
	1局 土木局 17課 土木総務課,建設産業課,用地課,技術 企画課,道路河川管理課,道路企画課, 道路整備課,河川課,砂防課,空港振興 課,港湾振興課,港湾漁港整備課,都市 計画課,下水道公園課,建築課,住宅課, 営繕課	

# 4 平成25年度当初予算

# (1) 一般会計歳出予算総括表

(単位:千円,%)

	H24当初	H24.2補正	H25当初		合計(補正+	
区分		(経済対策分)		H24当初比		H24当初比
	A	В	С	C/A	D(B+C)	D/A
総務費	326,470	0	0	皆減	0	皆減
その他事業費等	326,470	0	0	皆減	0	皆減
民生費	2,373	0	2,331	98.2	2,331	98.2
その他事業費等	2,373	0	2,331	98.2	2,331	98.2
農林水産業費	0	978,042	2,057,366	皆増	3,035,408	皆増
公共事業費	0	978,042	1,148,724	皆増	2,126,766	皆増
補助公共事業費等	0	978,042	894,537	皆増	1,872,579	皆増
補助公共事業費	0	978,042	894,537	皆増	1,872,579	皆増
国直轄事業負担金	0	0	0	0.0	0	0.0
単独公共事業費	0	0	254,187	皆増	254,187	皆増
単独建設事業費	0	0	176,967	皆増	176,967	皆増
維持修繕費	0	0	77,220	皆増	77,220	皆増
その他事業費等	0	0	908,642	皆増	908,642	皆増
土木費	81,867,383	16,360,325	80,386,386	98.2	96,746,711	118.2
公共事業費	68,155,631	16,360,325	64,629,593	94.8	80,989,918	118.8
補助公共事業費等	49,425,095	16,360,325	46,339,724	93.8	62,700,049	126.9
補助公共事業費	35,644,772	12,810,925	35,157,167	98.6	47,968,092	134.6
国直轄事業負担金	13,780,323	3,549,400	11,182,557	81.1	14,731,957	106.9
単独公共事業費	18,730,536	0	18,289,869	97.6	18,289,869	97.6
単独建設事業費	8,585,743	0	7,842,256	91.3	7,842,256	91.3
維持修繕費	10,144,793	0	10,447,613	103.0	10,447,613	103.0
その他事業費等	13,711,752	0	15,756,793	114.9	15,756,793	114.9
災害復旧費	2,846,716	0	2,990,688	105.1	2,990,688	105.1
合 計	85,042,942	17,338,367	85,436,771	100.5	102,775,138	120.9
農林水産局からの移管分を除いた場合	85,042,942	16,360,325	83,279,405	97.9	99,639,730	117.2

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

## (2) 特別会計歳出予算総括表

(単位:千円,%)

	H24当初	H24.2補正	H25当初		合計(補正	+当初)
区分		(経済対策分)		H24当初比		H24当初比
	А	В	С	C/A	D(B+C)	D/A
港湾特別整備事業費	14,457,235	0	16,733,198	115.7	16,733,198	115.7
流域下水道事業費	7,914,324	0	8,109,701	102.5	8,109,701	102.5
県営住宅事業費	5,286,057	0	4,579,852	86.6	4,579,852	86.6
合 計	27,657,616	0	29,422,751	106.4	29,422,751	106.4
農林水産局からの移管分を除いた場合	27,657,616	0	28,294,437	102.3	28,294,437	102.3

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注2)農林水産局からの移管分を含む

注2)農林水産局からの移管分を含む

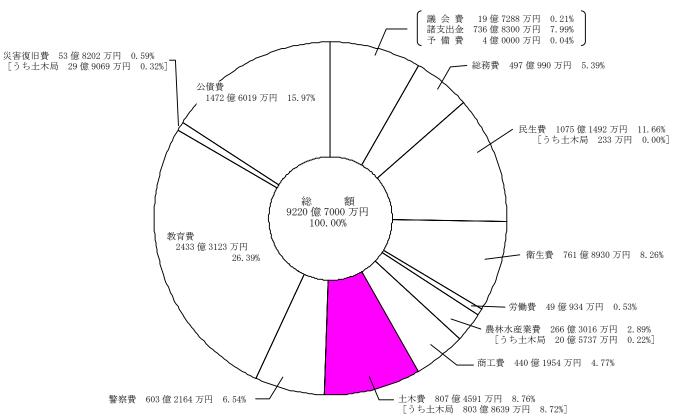
# (3) 一般会計歲出予算事業別内訳表

		H24年度 当初予算	H25年度 当初予算						比率
区	分			補助公共	国直轄事業	単独建設	維持修繕費	その他	D / A
/\		A 000 470	В	事業費	負担金	事業費	0	事業費等	B/A
総務費		326,470	0	0	0	0	0	0	皆》
	2月補正	0	0	0	0	0	0	0	lele X
<del>*</del>	当初	326,470	0	0	0	0	0	0	皆》
民生費	_	2,373	2,331	0	0	0	0	2,331	98.
	2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
	当初	2,373	2,331	0	0	0	0	2,331	98.
農林水	産業費	0	3,035,408	1,872,579	0	176,967	77,220	908,642	皆
	2月補正	0	978,042	978,042	0	0	0	0	
	当初	0	2,057,366	894,537	0	176,967	77,220	908,642	皆
首路事	業費	42,300,153	51,053,726	24,028,000	10,151,667	4,469,653	6,719,266	5,685,140	120
	2月補正	0	10,591,000	8,591,000	2,000,000	0	0	0	
	当初	42,300,153	40,462,726	15,437,000	8,151,667	4,469,653	6,719,266	5,685,140	95
可川事	業費	9,477,954	11,178,788	5,514,020	2,304,000	907,880	1,791,226	661,662	117.
	2月補正	0	1,524,000	514,000	1,010,000	0	0	0	
	当初	9,477,954	9,654,788	5,000,020	1,294,000	907,880	1,791,226	661,662	101
少防事		7,476,417	8,807,019	6,396,375	1,000,000	758,350	640,609	11,685	117
. ,,,, ,,	2月補正	0	1,408,825	1,298,825	110,000	0	0	0	
	当初	7,476,417	7,398,194	5,097,550	890,000	758,350	640,609	11,685	99
毎岸事		2,504,142	3,363,142	2,656,000	600,000	0	107,142	0	134
4/T <del>7</del>	2月補正	0	668,000	568,000	100,000	0	0	0	101
	当初	2,504,142	2,695,142	2,088,000	500,000	0	107,142	0	107
<b></b> 巻湾事		7,084,170	8,175,357	5,702,670	578,290	683,160	627,770	583,467	115
2/号尹	2月補正	7,004,170	1,564,400	1,235,000	329,400	000,100	027,770	0	110
					-				0.2
5 '# <del>=</del>	当初	7,084,170	6,610,957	4,467,670	248,890	683,160	627,770	583,467	93
空港事		724,280	849,938	0	98,000	324,213	0	427,725	117
	2月補正	704.000	0	0	0	0	0	0	117
L- 0 <i>h hh</i>	当初	724,280	849,938	0	98,000	324,213	0	427,725	117
<b>打路等</b>	事業費	3,580,807	4,244,513	3,565,513	0	679,000	0	0	118
	2月補正	0	604,100	604,100	0	0	0	0	
	当初	3,580,807	3,640,413	2,961,413	0	679,000	0	0	101
人園事		297,114	187,114	105,514	0	20,000	61,600	0	63
	2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
	当初	297,114	187,114	105,514	0	20,000	61,600	0	63
主宅事		67,581	68,807	0	0	0	0	68,807	101
	2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
	当初	67,581	68,807	0	0	0	0	68,807	101
その他	事業費	8,354,765	8,818,307	0	0	0	500,000	8,318,307	105
	2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
	当初	8,354,765	8,818,307	0	0	0	500,000	8,318,307	105
上木費	計	81,867,383	96,746,711	47,968,092	14,731,957	7,842,256	10,447,613	15,756,793	118
	2月補正	0	16,360,325	12,810,925	3,549,400	0	0	0	
	当初	81,867,383	80,386,386	35,157,167	11,182,557	7,842,256	10,447,613	15,756,793	98
災害復		2,846,716	2,990,688	2,890,688	0	100,000	0	0	105
1×	2月補正	0	0	0	0	0	0	0	
	当初	2,846,716	2,990,688	2,890,688	0	100,000	0	0	105
· 言		85,042,942	102,775,138	52,731,359	14,731,957	8,119,223	10,524,833	16,667,766	120
- 6	2月補正	03,042,342	17,338,367	13,788,967	3,549,400	0,119,220	0	0	120
	当初	85,042,942					10,524,833	16,667,766	100
			85,436,771	38,942,392	11,182,557	8,119,223	10,024,033	10,007,700	100
		分を除いた場合〕							
i f		85,042,942	99,639,730	50,758,780	14,731,957	7,942,256	10,447,613	15,759,124	117
	2月補正	0	16,360,325	12,810,925	3,549,400	0	0	0	
	当初	85,042,942	83,279,405	37,947,855	11,182,557	7,942,256	10,447,613	15,759,124	97

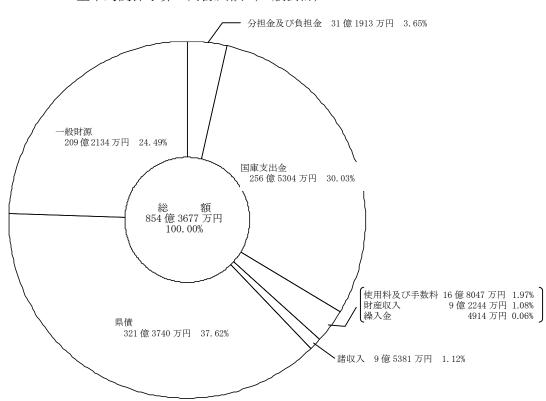
<sup>※</sup> 農林水産局からの移管分を含む

### (4) 平成25年度土木局関係当初予算(図表)

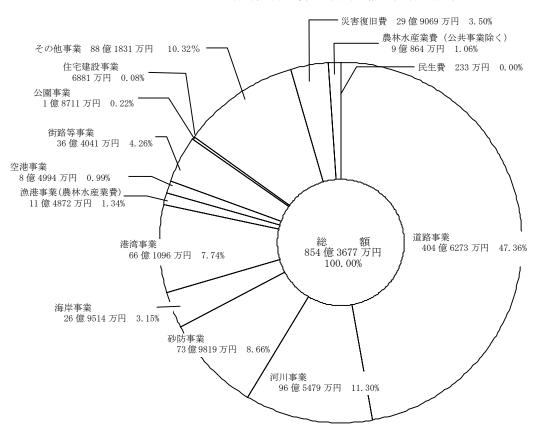
県 予 算 (一般会計)



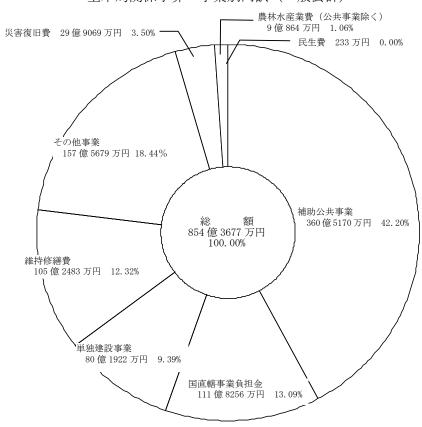
#### 土木局関係予算 財源内訳(一般会計)



### 土木局関係予算 歳出内訳(一般会計)



### 土木局関係予算 事業別内訳(一般会計)



(5) 平成25年度土木局関係当初予算

$\Theta$	一般会計予算財源内訳表	財源内訳表												(単位:千円)
		平成24年度	年度	平成25年度	丑	鞍			(C)	の 財	f 源	内	T-2	
M	尔	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)	当初予算額 (C)	(C) / (A)	(C)/(B)	分担金負担金	使用料手数料	国 庫 支出金	財産収入	繰入金	青椒人	県債	一般財源
補助公共事業	<b>共事業</b>	35, 644, 772	43, 757, 942	36, 051, 704	101.1%	82.4%	1, 890, 079		17, 393, 106			40,000	15, 522, 400	1, 206, 119
災害	公共事業	2, 746, 716	746, 600	2, 890, 688	105.2%	387. 2%			1, 858, 456				1, 026, 700	5, 532
	単独事業	100,000	0	100,000	100.0%	早早							100,000	0
事 継	+-	2, 846, 716	746, 600	2, 990, 688	105.1%	400.6%	0	0	1, 858, 456	0	0	0	1, 126, 700	5, 532
軍軍	国直轄事業負担金	13, 780, 323	16, 764, 297	11, 182, 557	81.1%	%2.99	19,600	_				999	11, 129, 400	32, 992
単独建設事業	設事業	8, 585, 743	10, 959, 970	8, 019, 223	93. 4%	73.2%	698, 734		4, 460, 503					2, 859, 986
維持修繕事業	<b>繕事業</b>	10, 144, 793	10, 617, 793	10, 524, 833	103. 7%	99.1%	37, 456	200	1, 571, 358					8, 915, 519
その他事業	業量	14, 040, 595	16, 552, 691	16, 667, 766	118.7%	100.7%	172, 853	365, 896	20,049	897, 000	8, 119	890, 393	4, 178, 300	10, 135, 156
一般財源歲入	源歲入	1			I	I	300, 409	1, 314, 078	349, 571	25, 444	41,020	22, 847	180, 600	$\triangle 2, 233, 969$
⟨□	1111111	85, 042, 942	99, 399, 293	85, 436, 771	100. 5%	86.0%	3, 119, 131	1, 680, 474	25, 653, 043	922, 444	49, 139	953, 805	32, 137, 400	20, 921, 335

特別会計予算財源内訳表 (3)

(単位:千円)

579,900 643, 500 7, 303, 800 8, 527, 200 県債 157, 225 10, 170 2, 360 169,755諸収入 監 4,994 4,424 569繰越金  $\mathbb{K}$ 1,054,113 2, 201, 254 3, 255, 367 繰入金 漂 本 1,334 998 4, 550, 830 4, 548, 630 財産収入 6 1,850,745 510,7911, 339, 954 支出金  $\stackrel{\frown}{\mathbb{C}}$ H 6, 166, 049 3,413,1932, 752, 856 使用料 手数料 4,718 4, 897, 811 916, 573 3, 976, 520 負担金 分担金 116.4% 111.8% 117.1% 90.5% (C)/(B)榖 102.5% 86.6% 106.4% 115.7% (C) / (A) 丑 平成25年度 16, 733, 198 8, 109, 701 4,579,85229, 422, 751 当初予算額  $\stackrel{\frown}{(C)}$ 6, 968, 240 26, 313, 033 14, 286, 036 5, 058, 757 最終予算額 (B) 平成24年度 27, 657, 616 14, 457, 235 7,914,324 5, 286, 057 当初予算額 (A)流域下水道事業費 県営住宅事業費 尔 港湾特別整備 事業費 11111111  $\times$ ⟨□

(6) 土木局関係予算の推移

(単位:千円)	平成 24 年度当初比		139.8%	106.9%	93. 4%	103. 7%	118.7%	105.1%	120.9%
(単位	平成 25 年度	合 計 (当初+2 月補正 (経済対策))	49, 840, 671	14, 731, 957	8, 019, 223	10, 524, 833	16, 667, 766	2, 990, 688	102, 775, 138
	[参考] 平成 24 年度	2月補正 (経済対策)	13, 788, 967	3, 549, 400	T:	1	T:	1	17, 338, 367
	5年度	当初比	101.1%	81.1%	93. 4%	103.7%	118.7%	105.1%	100.5%
	平成25	当初予算額	36, 051, 704	11, 182, 557	8, 019, 223	10, 524, 833	16, 667, 766	2, 990, 688	85, 436, 771
-		最終比	128.8%	122. 4%	121.8%	99.3%	95.3%	72.6%	115.9%
	平成24年度	最終予算額	43, 757, 942	16, 764, 297	10, 959, 970	10, 617, 793	16, 552, 691	746, 600	99, 399, 293
		当初比	101.0%	102.9%	116.5%	100.0%	82.2%	90.3%	98.4%
		当初予算額	35, 644, 772	13, 780, 323	8, 585, 743	10, 144, 793	14, 040, 595	2, 846, 716	85, 042, 942
-	平成23年度	最終比	84. 5%	74. 1%	%6 '66	101. 1%	%0 '69	17. 7%	78. 5%
		最終予算額	33, 970, 677	13, 695, 963	8, 998, 290	10, 695, 629	17, 368, 037	1, 028, 600	85, 757, 196
		当初比	92.6%	81.6%	82.2%	100.0%	87.1%	112. 4%	90.0%
		当初予算額	35, 283, 231	13, 395, 741	7, 372, 295	10, 146, 029	17, 074, 631	3, 153, 827	86, 425, 754
	2年度	最終予算額	40, 209, 121	18, 492, 593	9, 008, 250	10, 578, 003	25, 163, 644	5, 799, 607	109, 251, 218
崧	平成22年度	当初予算額	38, 119, 891	16, 418, 290	8, 970, 458	10, 145, 903	19, 594, 215	2, 805, 028	96, 053, 785
<ul><li>① </li><li>然 </li><li>括</li></ul>	<b>₹</b>		補助公共事業	国直轄事業負担金	単独建設事業	維特修繕費	その他事業	災害復旧費	<del>4</del> 1⊒

(単位:千円) ② 公共事業等

-円)	计 6.2 化 中	- 校 24 牛 及 当初比	148.0%	120.8%	125.8%	132.7%	124.0%	皆増	120.8%	50.1%	139.8%	105.2%	95.8%	158.9%	104.2%	150.0%	179.5%	183.7%	1	106.9%	129.3%
(単位:千円)		平成 25 年度 合 計 (当初+2 月補正 (経済対策))		5, 514, 020	6, 396, 375	2, 656, 000	5, 702, 670	1, 872, 579	3, 565, 513	105, 514	49, 840, 671	2, 890, 688	10, 151, 667	2, 304, 000	1,000,000	600,000	578, 290	98,000	-	14, 731, 957	67, 463, 316
	[参考] 正正 34 在		8, 591, 000 24, 028, 000	514,000	1, 298, 825	568, 000	1, 235, 000	978, 042	604, 100	ı	13, 788, 967	-	2, 000, 000	1, 010, 000	110, 000	100,000	329, 400	-		3, 549, 400	17, 338, 367
		当初比	95. 1%	109. 5%	100.3%	104.3%	97. 1%	指	100. 4%	50.1%	101. 1%	105.2%	76.9%	89. 2%	92. 7%	125.0%	77.2%	183.7%	-	81.1%	96.1%
	平成25年度	当初予算額	15, 437, 000	5, 000, 020	5, 097, 550	2, 088, 000	4, 467, 670	894, 537	2, 961, 413	105, 514	36, 051, 704	2, 890, 688	8, 151, 667	1, 294, 000	890, 000	500, 000	248, 890	98, 000	-	11, 182, 557	50, 124, 949
		最終比	140.3%	96. 4%	113. 4%	149. 7%	162.0%	-	104.3%	151.5%	128.8%	72. 6%	123.3%	126.3%	90. 2%	250. 1%	103.3%	皆減	皆減	122. 4%	125.8%
	4年度	最終予算額	22, 089, 283	4, 848, 082	6, 208, 375	2, 281, 710	5, 081, 817	-	3, 085, 633	163,042	43, 757, 942	746, 600	12, 711, 999	1, 936, 682	849, 000	739, 100	527, 516	-	-	16, 764, 297	61, 268, 839
	平成2,	当初比	96.3%	90.7%	90.6%	148.8%	144.7%	_	93.8%	192. 1%	101.0%	89. 9%	105.6%	99. 1%	102.0%	172.3%	53.8%	126.5%	皆減	102.9%	100.8%
		当初予算額	16, 233, 500	4, 564, 884	5, 083, 550	2, 002, 000	4, 599, 817	_	2, 950, 507	210,514	35, 644, 772	2, 746, 716	10, 594, 779	1, 449, 973	960, 037	400,000	322, 200	53, 334		13, 780, 323	52, 171, 811
		最終比	83.0%	88.3%	83.9%	75.0%	80.9%	_	95.0%	1024.1%	84.5%	18.0%	76. 4%	56.7%	103.6%	100.6%	66. 4%	45.8%	30.6%	74.1%	75.6%
	3年度	最終予算額	15, 740, 782	5, 027, 255	5, 476, 134	1, 523, 800	3, 136, 294	_	2, 958, 798	107,614	33, 970, 677	1, 028, 600	10, 311, 779	1, 532, 824	940, 783	295, 500	510,750	17,660	86, 667	13, 695, 963	48, 695, 240
	平成2	当初比	98. 1%	83. 9%	104. 7%	79. 7%	66. 6%	_	101. 1%	1042. 6%	92. 6%	112. 9%	83. 3%	74. 4%	109. 2%	80. 1%	58.9%	43. 1%	58. 4%	81.6%	90. 4%
		当初予算額	16, 863, 900	5, 030, 870	5, 608, 300	1, 345, 800	3, 179, 817	_	3, 144, 930	109, 614	35, 283, 231	3, 053, 827	10, 032, 800	1, 462, 658	940, 783	232, 166	598, 500	42, 167	86, 667	13, 395, 741	51, 732, 799
	2年度	最終予算額	18, 957, 521	5, 694, 120	6, 527, 700	2, 030, 405	3, 875, 944	I	3, 112, 923	10, 508	40, 209, 121	5, 727, 907	13, 497, 764	2, 701, 700	908, 400	293, 840	769, 500	38, 581	282, 808	18, 492, 593	64, 429, 621
来寺	平成2	当初予算額	17, 190, 600	5, 994, 920	5, 354, 000	1, 688, 100	4, 772, 517	I	3, 109, 240	10,514	38, 119, 891	2, 705, 028	12, 037, 100	1, 966, 700	861, 700	290, 000	1, 016, 550	97,740	148, 500	16, 418, 290	57, 243, 209
② 公共事業寺		X T	道路	神 川	砂防	海	拼	漁	街路	公	助公共計	災害復旧費	道路	河 川	砂防	海岸	港湾	空	公園	国直轄事業負担金	
				•	•		•				舞									H	\ <u>-</u>

単独建設事業·維持修繕費等

単位:千円)

107.7% 80.08 100.0% 83.1% 98.4% 93.4% 100.0% 平成 24 年度 当初比 % 8 2% % % %2 % %0 8 % 8 86. 98. 151. 102. 107. 100 104. 001 103. 99. 100. 贴墙 配量 平成 25 年度 合 計 (当初+2 月補正 (経済対策)) 107, 142 627,770 77,220160 324, 213 000 266 226 61,600000 4,469,653 679,000 223 640,609833 18, 544, 056 9678,019, 524, 20, 6, 719, 500, 100, 758, 907, 1, 791, .0 [参考] 平成 24 年度 2 月補正 (経済対策) 1 80.0% 100.0% 104.9% 100.0% 100.0% 100.0% 99.0% % 4% % 102.8% % 当初比 83. 100. 86. 98. 98. 151. 107. 93. 103. 107. 平成25年度 107,142627,770 324, 213 653 880 350 160 000 000 266 226 609 220 009 000 833 056000 223 296当初予算額 176, 6, 719, 18, 544, ( 758, 683, 679, 20, 019, 1, 791, 640, 77, 61, 500, 524, 469, 907, 100, 10, 1% 4% 1% % %9 % % % % % % 2% % % % 3% 最終比 船減 117. 91. 104. 130. 104. 100 432. 103. 222. 121. 99. 94. 108. 139. 100. 99. 109. 45,000 930, 770 395 283 920,600 970 266 406 142 21, 577, 763 891 880 133,921 640,60961,60010, 617, 793 500,000 最終予算額 1,673,4 7, 015, 8 1, 162, 770,8 911, 102, 1 10, 959, 6, 709, 平成24年度 3% 4% 1% 2% 99.6% % % % % % %0 %6 %0 % % 8% % 当初比 104. 124. 113. 100. 95. 85. 123. 116. 100 100. 99. 139. 100. 100. .00 100. 214,443 102, 142 770 642 283 000 266 609 000 880 300 743 61,600000 793 536 当初予算額 1,673, 144, 18, 730, 5, 161, 1,092, 770, 630, 25, 585, 6, 539, 640, 627, 500, 100, 691 1 10,1  $\infty$ 74.1% 96.7% % % 3% %2 % 2% 8 8 26 % 3% % 1% 2% 最終比 船減 配理 船減 101. 96 240. 148. 82. 95. 94. 101. 126. 102. 99. 105. 122. 100. 30,995 98, 174 770,660 859, 828 300 635 200 290 6, 719, 705 522 703,300 44, 100 629 693,919894, 100 000 最終予算額 1, 113, 20, 1, 770, 500, 5, 391, 777, 695, 998, 平成23年度 10, 19, 95.0% 95.0% 91.6% % 97.9% % 38 % 80.8% % 2% % 3% % % % 当初比 指減 95. 配掘 78. 83. 118. 84. 106. 98. 100. 148. 82. 100. 640,700 629,828 300 400 635 200 202 174 100 000 099 100 295 522 000 029 324 当初予算額 17, 518, 3 770, 726, 0 740, 20, 98, 44, 500, 100, 4, 151, 963, 6,562, 1,670, 10, 146, 7, 372, 615,90671,70012,87813,600 46,600 000 000 875,066 1, 671, 458 103, 290 003 最終予算額 800 250 491 852, 765 964 253 1, 152, 1, 039, 6,950, 702, 250, 299, 008, 578, 586, 平成22年度 6 19, 10, 654, 765 000 000 61,086103,290662, 964 45,000 000 800 906 9 1,571,458 435 903当初予算額 990458 19, 116, 361 6,857,991 953, 615, 875, ( 250, 1, 152, 13, 970, 145, 299, 100, 10, 街 路 土地区画整理 単独建設事業計  $\equiv$ 絽 Ξ 拠 絽 业 拠 拠 ⟨□ 急傾斜 业 渱 拠 渱 氰 砂防・急傾斜 維持修繕費計 11111111 貴 Ш 区分 衡 砂防 刪 浬 逗 典 拠 無 뫲 (4 浬 匞 魚 拠 無 뫲 (1 貔  $\odot$ ⟨□  $\cong$ 

### 5 社会資本整備の優先順位〔プライオリティー〕の設定について

### (1) 「社会資本整備の優先順位[プライオリティー]」の設定の目的

- 本県は、依然として厳しい財政状況にあるものの、『ひろしま未来チャレンジビジョン』が目指す県土の将来像の実現に向けて、 『社会資本未来プラン』を着実に推進すべきことに加え、東日本大震災の発生を踏まえ、災害に強い県土づくりを進めていくことが 求められている状況
- このため、平成23年3月に設定した「社会資本整備のプライオリティー〔試行版〕」について、その評価手法を見直した上で改めて設定し、効果的・効率的に社会資本整備を進める

### (2) 「社会資本整備の優先順位[プライオリティー]」の位置付け〔活用策〕

- 「社会資本整備の優先順位〔プライオリティー〕」は、限られた財源を最大限有効に活用し、効果的・効率的に社会資本整備を 進めるため、施策区分や事業区分を越えた優先順位付けを行うものであり、
  - 土木局の公共事業の概算要望・予算編成等において、どの事業にどの程度財源を配分すべきかを設定する際の基礎資料
  - 『社会資本未来プラン』のフォローアップ等において、どの施策に重点投資すべきかを設定する際の基礎資料として位置付け (個々の事業箇所に対する実施の要否や事業費配分の判断に用いるものではないこと ⇒ これらは事業別整備計画で設定)
- このため、設定に際しては、「**県民起点」「現場主義」**をより一層徹底する観点から、学識経験者、市町代表、経済界代表からなる「社会資本整備のプライオリティー検討会議」を設置し、評価手法(案)、評価結果(案)について審議
- 設定後においても、「**成果主義**」を追求する観点から、PDCAを回しながら、不断の見直しを実施

### (3) 「社会資本整備の優先順位[プライオリティー]」の設定方法

### ① 評価対象

平成23年度から平成32年度の10年間に実施が見込まれる補助公共事業及び国直轄事業662箇所 (道路・街路・交通安全・河川・砂防・海岸・港湾)

### ② 評価単位(評価に際して事業箇所をグループ化したもの)

■ 事業箇所について, 事業別(7区分)・施策別(6区分)・優先度別(3区分)に43にグループ化したもの

事業別事業の種別に応じた7区分

(7区分) (1)道路事業, (2)街路事業, (3)交通安全事業, (4)河川事業, (5)砂防事業, (6)海岸事業, (7)港湾事業

『社会資本未来プラン』に掲げた7施策のうち, 該当事業の存する6区分

施 策 別 ①広域 ~ <u>広域</u>的な交流・連携基盤の強化 ④防災 ~ <u>防災</u>・減災対策の充実・強化

(6区分) ②集客 ~ 集客·交流機能の強化とブランドカ向上 ⑤交通 ~ 総合的な**交通**安全対策の推進

③環境 ~ 環境保全と循環型社会の構築 ⑥持続 ~ 持続可能なまちづくり

事業別整備計画(『広島県道路整備計画2011』など)上の事業優先度区分を踏まえて設定した3区分

優 先 度 別 A ~ 早期事業効果発現を目指して重点的に事業進捗を図るもの

(3区分) B~計画的な投資により段階的に整備するもの

C ~ 既存ストックの活用やソフト対策などにより対応するもの

### ③ 評価基準

■ 「県民起点」「現場主義」「成果主義」の観点から総合的な評価を行うため、人口や資産の集積の度合いなどに左右される「事業効果(B/Cなど)」のみならず、「実施環境(地元の期待度など)」や「波及的影響(期待される波及効果など)」を評価項目に設定

事業効果 B/C(当該事業の費用と受益者側の便益との比)がどれだけ大きいか

実 施 環 境 事業を計画どおり円滑に進めることができる環境にあるかなど,事業の実施環境がどれだけ整っているか

波及的影響 貨幣換算することが困難な効果・影響や、施策目標達成度・施策課題への対応に係わる事項など

### ④ 優先順位付け

- (2)の評価単位(43にグループ化したもの)を対象に、(3)の評価基準により、客観的な数値化が困難な場合でも定性的な指標により評価することが可能な階層化意思決定法(AHP法)\*を用いて、1位から43位まで順位付け
  - ※ 個々の事業箇所を1対1で比較するに際し、数値化が可能な事項((3)の「事業効果」など)のほか、数値化が困難な事項((3)の「実施環境」「波及的 影響」など)も勘案しながら評価を行い、優先順位を付ける手法 (適用例:首都機能移転先候補地選定(国会等移転審議会)など)

# (4) 優先順位[プライオリティー]の評価結果

<b>-</b> ₹- /	短期集	中戦略	中期戦略		長期戦略	
プライオリティー	<b>広域</b> 的な交流・	<b>集客</b> ·交流機能の強化	環境保全と	<b>防災</b> ・減災対策の	総合的な <b>交通</b>	持続可能なまちづくり
	連携基盤の強化 1 港湾 - 広域 - A	とブランドカ向上	循環型社会の構築	充実・強化	安全対策の推進	
**	1 尼房 - 瓜塚 - A	2 港湾 - 集客 - A				
	3 街路 - 広域 - A	2 尼冯 宋书 A				
				4 河川 - 防災 - A		
		5 街路 - 集客 - A				
				6 道路 - 防災 - A		
				7 港湾 - 防災 - A		
***	8 道路 - 広域 - A					
				9 砂防 - 防災 - A		
	10 道路 - 広域 - B					
				11 海岸 - 防災 - A		
					12 安全 - 交通 - A	
				13 街路 - 防災 - A		
	14 港湾 - 広域 - B					
						15 港湾 - 持続 - A
		16 道路 - 集客 - A				47 140+ 4
		<u> </u>	<u> </u>	40 With BL // D		17 道路 - 持続 - A
		事業区分 施策区分 優先 <b>港湾 - 広域 -</b>	E 度 区分 <b>A</b>	18 道路 - 防災 - B 19 海岸 - 防災 - B		
				20 街路 - 防災 - B		
				20 田田 - 例及 - 口	21 港湾 - 交通 - A	
***				┃ 22 港湾 - 防災 - B	21 危冯 又应 八	
				23 河川 - 防災 - B		
						24 街路 - 持続 - A
				25 砂防 - 防災 - B		
			26 港湾 - 環境 - B			
	27 道路 - 広域 - C					
	28 港湾 - 広域 - C					
						29 道路 - 持続 - B
						30 街路 - 持続 - B
					31 安全 - 交通 - B	
		32 道路 - 集客 - B				
		33 港湾 - 集客 - B				
						34 港湾 - 持続 - B
				35 海岸 - 防災 - C		
**					36 港湾 - 交通 - B	
				37 街路 - 防災 - C		
					38 安全 - 交通 - C	
			[39 港湾 - 環境 - C]			40 WID 11/4
						40 道路 - 持続 - C
					40 洪冰,六泽 〇	【41 街路 - 持続 - C】
*					[42 港湾 - 交通 - C]	13 洪游 _ 壮结 _ 〇
						43 港湾 - 持続 - C

<sup>※1「</sup>太枠囲み」は施策を越えて順位付けを行ったものであり、「細枠囲み」は「太枠囲み」を基準として、同一施策内で事業を越えて順位付けを行ったものである ※2 順位を示すために項目を並べたものであり、項目間の距離と優先度の差とは一致しない

### 6 地域整備計画実施方針の策定について

### 1 要旨

社会資本未来プラン,事業別整備計画及び社会資本整備の優先順位などの各計画の内容を事務所別に集約整理し、社会資本整備の「見える化」の推進と現場機能の一層の強化を図るため、各事務所ごとに「地域整備計画実施方針」を策定した。

### 2 実施方針の概要

#### (1) ねらい

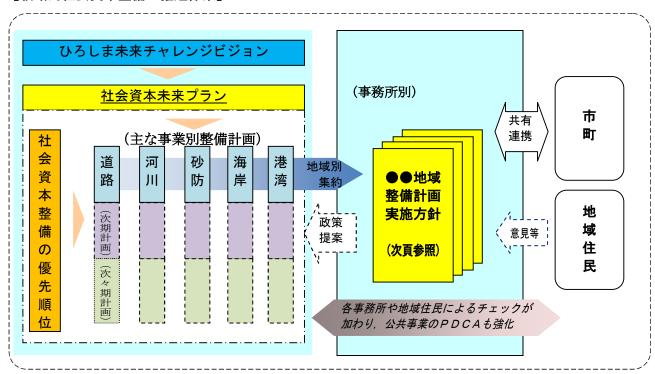
戦略的社会資本整備に対する県民の一層の理解促進、各事務所の政策形成への参画強化

### (2) 取組方針

全ての事業等が一元集約される「地域」を単位にした計画の整理・公表・活用

- ① 各事務所が地域単位の総合計画図に計画を集約、地域の現状や課題と合わせて取組の 全体像を整理
- ② 各計画箇所を効果的・効率的に進める方策などについて、各事務所がそれぞれ独自に検討・整理
- ③ HP等により公表し、地域住民への一層の「見える化」を促進
- ④ 各事務所における政策検討の基礎資料として活用

### 【戦略的社会資本整備の推進体系】



#### 7 平成25年度建設事業執行方針

(目的)

第1 この方針は、平成25年度の土木局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

#### (基本方針)

- 第2 1 「社会資本未来プラン」(平成23年3月策定)に掲げる「社会資本整備の重点化」方針に基づく 7つの分野に対応する事業を積極的に推進するとともに、東南海・南海地震など大規模地震に備え た社会インフラの整備等に重点を置き、集中的な取組みを推進する。
  - 2 平成25年度当初予算及び平成24年度補正予算等により緊急かつ切れ目ない「緊急経済・雇用対策」に取り組むこととし、事業効果の早期発現が図られるよう、可能な限り早期執行に努めるものとする。

なお、その執行に当たっては、平成24年度補正予算等の円滑な執行に向けた入札・契約制度の 特例措置を活用し、迅速かつ効率的な執行に努めること。

- 3 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号:以下「適正化法」という)に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。
- 4 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号:以下「品確法」という) に基づき、工事の品質を確保するための取組みを推進するものとする。
- 5 「広島県公共事業コスト構造改善プログラム」(平成21年12月策定)に基づき公共事業の計画 段階から維持管理までを通じた、総合的なコスト構造の改善を推進する。

### (事業の執行)

- 第3 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、 関係法令を遵守するとともに、適正な執行に努めるものとする。
  - 2 上半期については、別途定める「平成25年度土木局公共事業等上半期執行計画」に基づき計画 的な執行を図ることとし、各種事務手続きの簡素化、迅速化等に努めるものとする。

#### (執行計画の策定)

- 第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずるものとする。
  - ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速や かに行うものとする。
  - ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、 用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努めるものと する。

計画の策定に当たっては、事業課と用地主管課とで十分な意見調整を行い、用地取得等のための十分な期間を確保した計画を作成するものとする。

また、土地収用法(昭和26年法律第219号)の適用を踏まえたものとし、事業認定要件適合性等評価表(道路事業)等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課(土地収用法の事業認定申請の主管課)とも協議するものとする。

### (適正工期の設定)

第5 適正な工期設定を行い,年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担 を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むものとする。

#### (工事の執行)

- 第6 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層 努めるものとする。
  - 2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境 への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

#### (工事監督・検査体制の確保)

第7 「品確法」の施行により、発注関係事務(工事監督・検査・評価等)を適正に実施する発注者責任 がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

#### (建設副産物対策)

- 第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の趣旨を踏まえ、 特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の発生の 抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。
  - 2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設 副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要 領」(平成4年7月1日制定)に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。
  - 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」(平成10年3月15日制定)に 基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

#### (建設資材)

- 第9 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。
  - 2 工事で使用する土砂(補足土),砂、砕石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
  - 3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」(平成16年10月1日制定)に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。
  - 4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入するものとする。

#### (用地取得事務)

- 第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」(平成18年3月7日制定)の趣旨 に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、 次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。
  - ① 用地取得は、原則として工事実施の前年度までに行うものとする。
  - ② 特に, 重要事業については取得年度計画を策定し, 適正な用地保有量の確保に努めるものとする。
  - ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努めるものとする。
  - ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。

⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

#### (工事等の進行管理)

- 第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」(昭和53年4月1日制定)に 基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。
  - ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に 把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものと する。
  - ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方策を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。
  - ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

#### (電子調達の推進)

- 第12 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理 に努める。
  - 2 事業成果の電子納品については、受発注者の意見を踏まえ改善に取り組むとともに、利活用を 進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
  - 3 事業執行の電子化を推進するため、情報開示システムの拡大や情報共有システムの実証実験等に取り組むものとする。

#### (測量等事前調査)

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を 前年度までに完了するものとする。

#### (建設工事に係る受注者の指名等)

- 第14 1 建設工事を一般競争入札により発注する場合は、「一般競争入札事務処理要綱(事前審査型)」 (平成7年4月1日制定)又は「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」(平成19年10月 1日制定)により実施するものとし、特に、入札参加資格要件を設定する場合は、工事の適正な 施工が確保されるよう留意すること。
  - 2 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用すること。
  - 3 指名競争入札における指名業者の選定においては、「建設工事指名業者等選定要綱」(昭和40年12月27日制定)により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。
  - 4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。
    - ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。
    - ② 優秀で施工能力の優れている県内建設業者については、1等級上位等の格付を対象とした工事に参加できるものとして取り扱うこと。
    - ③ 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、あらかじめ理由書を提出させること。
  - 5 県内建設業者の企業連携及び協業化の促進を図るため、「県内建設業者の合併等に関する特例 要綱」(平成15年6月1日施行)による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置及び

「経常建設共同企業体取扱要綱」(平成23年5月16日制定)による入札参加資格審査の特例措置により、建設業者の合併等を一層促進する。

#### (測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等)

- 第15 1 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」(平成11年4月1日制定)に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。
  - 2 県内測量・建設コンサルタント等業者の企業連携及び協業化の促進を図るため、入札参加資格 審査の特例措置により、測量・建設コンサルタント等業者の合併等を一層促進する。

### (入札・契約制度)

- 第16 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
  - 2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、 原則として一般競争入札によるものとする。
  - 3 優秀で施工能力の優れている建設業者については、1等級上位等の格付を対象とした公募案件 に応募できるものとするなど、適正な受注機会の確保を図るものとする。
  - 4 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価方式による 入札を推進する。
  - 5 建設工事のコスト縮減及び品質確保等を図るため、VE方式及び詳細設計付施工方式等の多様 な入札契約方式を推進する。
  - 6 金融機関等が行う建設企業の財務状況等に応じた与信枠の設定等の市場機能の活用による,過 度な入札参加の抑制により、質の高い競争環境を整備するため、入札ボンド制度を試行する。

#### (受注者の指導)

- 第17 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保 するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。
  - ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には処置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
  - ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認を強化するとともに、下請・資材業者への代金の適正な支払の確認を強化するものとする。
  - ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況 等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼動実態のない営業所(いわゆる「名ばかり営業所」)の排除を徹底する。
  - ④ 県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任(監理)技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

#### (計画的な維持管理)

第18 「広島県公共土木施設維持管理基本計画」(平成18年3月策定)に基づき導入したアセットマネジメントを推進し、計画的かつ効率的な維持管理を実施する。

#### (暴力団等による不当介入等の排除等)

- 第19 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。
  - 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置することとする。
  - 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」(平成6年8月31日制定)及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」(平成15年4月1日制定)により的確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。
  - 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」(平成25年2月8日制定)により的確に対応するものとする。

### (環境配慮の推進)

第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」(平成15年4月1日施行)に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

#### (引継事務)

第21 適正な公物管理の推進を図るため、「管理事務引継処理要領等の制定について」(平成5年3月2 9日通知)に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に 行われるように適切に処理するものとする。

平成25年7月発行

# 土木建築行政の概要

作 製 広島県土木局 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 版 082-228-2111 (代表) http://www.pref.hiroshima.lg.jp